

ア 防災拠点としての機能	
整備する機能	導入すべき施設・設備等
<b>a 耐震性の確保</b>	①国の耐震基準以上の耐震性の確保 ②整備手法により「耐震構造」「制震構造」「免震構造」の採用検討 ③地震による什器類の移動や転倒がないよう、可能な限り固定式の採用
<b>b 災害対策本部の整備</b>	①迅速な初動対応のため、情報の収集、分析、発信機能を備えた本部会議室の常設化（平常時は会議室として使用） ②水害対策等を考慮して高層階への設置 ③本部及び待機職員の仮眠スペースの設置 ④情報通信回線の多重化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般加入電話、FAX、インターネット、通信衛星、防災無線等多様な通信手段の確保</li> <li>・個人携帯電話に頼らない通信手段の確保</li> <li>・他の防災拠点（コミセン・学校等）との衛星電話等による通信手段の確保</li> <li>・消防本部との専用回線の設置</li> </ul> ⑤救援や応急医療等の活動がスムーズに行えるスペースの確保（平常時は食堂スペース等の多目的スペース） ⑥緊急車両、作業用車両の対応スペース（平常時は広く安全な駐車場） ⑦屋上等に防災ヘリ、ドクターヘリ用のヘリポートの設置 ⑧本部活動を支える防災倉庫・緊急物資の備蓄倉庫の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資（毛布、医薬品、飲料水、非常食等）の保管</li> <li>・災害用資材（土嚢、バリケード、常温合材、救助工具等）の保管</li> <li>・防災のための予備燃料貯蔵施設及び給油所</li> </ul> ⑨災害時に市役所の通常業務エリアと分離できる避難者対応スペースの確保 ⑩被災者に対する総合相談窓口の設置スペースの確保
<b>c バックアップ機能の整備</b>	①被災時の活動に必要な庁舎機能を維持できる電力の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備、自家発電装置等のバックアップ電源の設置</li> </ul> ②通信及び情報管理機器への電源の優先供給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無停電電源装置、電力貯蔵装置等の設置</li> </ul> ③飲料水兼用の防火水槽及び汚水槽など非常時の給排水設備の設置

## ※庁内ワーキンググループによる検討結果

つづき	<ul style="list-style-type: none"> <li>④雨水を利用し、平常時はトイレ洗浄水、非常時には浄化して飲料用に転用できる中水道槽の設置</li> <li>⑤ライフラインの2系統化及び備蓄</li> <li>⑥災害時にトイレを設置するスペースの確保</li> <li>⑦庁舎規模に応じた消防設備の設置</li> <li>⑧風水害を考慮した電気室及び機械室の配置</li> </ul>
<b>d その他機能の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①防災関係機関（特に消防）との連携に配慮した配置</li> <li>②雷防護対策システムの導入</li> <li>③緊急時の交通手段として、自転車の保管及び整備</li> </ul>

<b>イ 来庁舎の利便性を高めるための機能</b>	
整備する機能	導入すべき施設・設備等
<b>a 窓口機能の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民の利便性・事務の効率化から、市内に分散された部局及び窓口のできる限り集約配置</li> <li>② 部局ごとにワンフロア化し色分けするなど、市民に目的の窓口が分かりやすい配置及び工夫</li> <li>③窓口業務を1階に集約配置し、ワンストップサービスの導入</li> <li>④高齢者や障害者に配慮し、窓口部局の低層階への配置</li> <li>⑤余裕あるスペースと間仕切りを設けた個人情報保護に配慮した窓口の設置</li> <li>⑥手続きや相談が座ってできる広く低いカウンターの設置</li> <li>⑦窓口の混雑解消のため、証明書発行専用窓口など目的別カウンターや発券機、待ち状況が分かるサインボードの設置</li> <li>⑧市政情報を1箇所で知ることができる窓口の設置</li> <li>⑨障害者に配慮した庁舎内の放送や情報等が表示できるディスプレイの設置</li> <li>⑩執務スペースと区分され、来庁者が快適に過ごせるオープンな待合スペースの設置</li> <li>⑪高齢者や障害者の利便性向上のため、待合スペースに売店やATMコーナーを配置</li> <li>⑫市民がいつでも休憩できる待合、相談スペースの設置</li> </ul>
<b>b 相談機能の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①様々な相談業務に対応できるように、相談業務を所管する部局に相談室を設置</li> <li>②様々な相談内容に対応できるような市民相談の総合窓口を設置</li> <li>③生活保護や納税相談等については、相談者のプライバシー</li> </ul>

## ※庁内ワーキンググループによる検討結果

<p>つづき</p>	<p>に配慮した相談室や窓口を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の来庁者の目に触れにくい位置</li> <li>・相談内容の漏れ聞こえない個室相談室</li> <li>・相談窓口には仕切り板等を設置し、隣の人に書類等が見られない工夫</li> </ul> <p>④個室相談室は、プライバシーの保護とセキュリティ確保の両面から、配置や出入り口を検討</p>
<p><b>c ユニバーサルデザインへの対応</b></p>	<p>①バリアフリー新法及びひとにやさしいまちづくり条例（栃木県）基準を満たす庁舎</p> <p>②車いす利用者等の障害者が、余裕をもって移動できる通路幅の確保</p> <p>③両側に手すりのある階段、通路</p> <p>④庁舎へのスムーズな誘導線の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場内の歩行者と自動車の誘導線の明確化</li> <li>・庁舎へのアプローチは、段差の解消、滑りにくい舗装、点字ブロックや手すりの設置及び十分な通路幅を確保</li> <li>・庁舎出入口付近に、車いす利用者、障害者、妊産婦、幼児連れ専用の駐車スペースを設置</li> <li>・公共交通機関にアクセスしやすい庁舎の配置</li> <li>・庁舎出入口付近にリーバスの停留所を設置</li> </ul> <p>⑤庁舎内エレベーターは、車いす利用者等が利用しやすい適切な構造、配置及び複数設置</p> <p>⑥窓口カウンターは、広く低いローカウンターを設置</p> <p>⑦車いす利用者に対応したローカウンター、記載台の設置</p> <p>⑧誰もが入りやすい、きれいな「おもてなしトイレ」の整備</p> <p>⑨洋式トイレや特殊機能付きトイレの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洋式トイレや多目的トイレの各フロアへの設置</li> <li>・幼児用トイレ、オムツ替えスペース、オストメイト対応トイレの設置</li> </ul> <p>⑩幼児連れの利用者に配慮し、各フロアに授乳室を設置</p> <p>⑪窓口に併設したキッズスペースの設置</p> <p>⑫来庁者に分かりやすい庁舎入口の設置</p> <p>⑬来庁者入口を集約し、効率的でオープンな総合案内の設置</p> <p>⑭総合窓口等に来庁者の用件に応じて適切な案内を行う職員（フロアマネージャー、コンシェルジュ）を配置</p> <p>⑮庁舎内の案内表示は、統一デザインで来庁者に分かりやすいものを設置</p>

## ※庁内ワーキンググループによる検討結果

つづき	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑯部局ごと色分けするなど、市民に目的の窓口が分かりやすい配置及び工夫</li> <li>⑰障害者に配慮した庁舎内の放送や情報等が表示できるディスプレイの設置</li> <li>⑱必要に応じ外国語を併記した案内表示の設置</li> </ul>
<b>d 駐車場・駐輪場の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出入り口付近で渋滞を招かないため、敷地内に滞留空間の確保</li> <li>②安全でゆとりある駐車スペースと適正な駐車台数の確保</li> <li>③車いす利用者、障害者、妊産婦、幼児連れ専用の駐車スペースを庁舎出入口付近に設置</li> <li>④駐車位置が分かりやすいように区画番号と玄関までの案内導線の表示</li> <li>⑤空き駐車区画が入口で分かるような案内表示の設置</li> <li>⑥駐車区画に車止め等を設置し、接触事故・飛込み事故を防止</li> <li>⑦庁舎の地下を駐車場として利用（敷地のコンパクト化）</li> <li>⑧事務・作業効率の向上のため、庁舎内への公用車一時駐車場確保</li> <li>⑨適正な位置及び数の駐輪場の設置</li> </ul>
<b>e その他機能の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①土日にも利用できる住民票・印鑑証明等の自動交付機の設置</li> <li>②商業施設との連携（コラボレーション化）</li> <li>③コンビニエンスストアの併設</li> </ul>

## ウ 市民との協働・まちづくりを進めるための機能

整備する機能	導入すべき施設・設備等
<b>a 交流・まちづくり機能の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①来庁者の憩いの空間や一時的な行政事務（確定申告、期日前投票）に利用できる多目的スペースの設置</li> <li>②市民がフリーマーケット等のイベントや展示会等で集い、ふれあうホールやフリースペースの設置</li> <li>③イベント開催時以外は、会議室等に利用できるスペースの確保</li> <li>④市民が利用できる会議室等の市民活動支援スペースの設置</li> <li>⑤支援スペースには、事務作業や印刷機等の備品の貸し出しも行える場とする</li> <li>⑥子供連れの来庁者のための子供広場、一時預り所（託児所）の設置</li> </ul>

## ※庁内ワーキンググループによる検討結果

つづき	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ランドマークとして、市の象徴となるような庁舎</li> <li>⑧まちの環境に溶け込むように配慮された庁舎</li> <li>⑨子供達が「将来ここで働きたい」と思うような魅力ある庁舎</li> <li>⑩まちの賑わいを形成できる場の設置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市認定ブランド品や特産物の展示・販売コーナーの設置</li> <li>・市民も職員も利用できるレストラン、カフェ等の整備</li> <li>・地産地消の食堂や売店の整備</li> <li>・様々なイベントの開催時に、一体的に活用できる広場の設置（普段は、駐車場として利用）</li> </ul> </li> </ul>
<b>b 情報提供・発信機能の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市政情報を1箇所で見ることができる窓口の設置</li> <li>②市民、行政、議会が共同で利用する情報共有スペースの設置</li> <li>③市政情報、子育てや福祉、市民やNPOの地域活動等を紹介する総合情報コーナーの低層階への設置</li> <li>④市民が利用できる喫茶スペース等に情報コーナーを設置</li> <li>⑤地域情報を発信できる掲示板の設置</li> <li>⑥ケーブルテレビやインターネット等多彩なメディアを活用した情報の発信</li> </ul>

## エ 議会運営を進めるための機能

整備する機能	導入すべき施設・設備等
<b>a 議場の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①議会施設を本庁舎と一体化し、ワンフロアに配置して、管理、移動の利便性を図る</li> <li>②議場以外でも、市民や職員が本会議を傍聴できる機能</li> <li>③会議の公開のため、映像と音声の中継のできるインターネット配信設備</li> <li>④来庁時に、子供連れでもガラス越し等で気軽に傍聴できる工夫</li> <li>⑤議席、傍聴席、執行部席のバリアフリー化及び車いすでの傍聴スペースの確保</li> <li>⑥庁舎入口から傍聴席までユニバーサルデザインに配慮したアプローチの整備</li> <li>⑦傍聴席のスペースの拡大と増席</li> <li>⑧執行部席、答弁席へのパソコンの設置、説明用に大型ディスプレイの設置</li> <li>⑨議場に多目的機能を持たせ、議会が開催されていない時に</li> </ul>

## ※庁内ワーキンググループによる検討結果

つづき	<p>はコンサート等で市民に開放</p> <p>⑩議場には、2箇所以上の非常口の設置</p> <p>⑪再質問答弁用電子テーブルの設置</p>
<b>b 委員会室の整備</b>	<p>①常任委員会が複数同時開催できる必要な会議室数を確保</p> <p>②委員会室は、2室以上が一体利用でき全員協議会にも対応できる柔軟な構造</p> <p>③各委員会室は、簡易防音とし議員個別にマイクを配置</p> <p>④各委員会室に、LAN環境を整備</p> <p>⑤委員会室の傍聴スペースの充実</p>
<b>c その他、議会活動のための機能</b>	<p>①議員控室は、会派の変動に合わせ、可動間仕切り等に対応できる柔軟な構造</p> <p>②正副議長室、議会図書室等、議会活動に必要な諸室の整備</p> <p>③議場、委員会室に隣接して対応職員の控室を設置</p> <p>④議員及び議会傍聴者専用駐車場の確保</p>